

事業主の皆さまへ

平成 26 年 9 月分から 厚生年金保険料率が変わります

平成 16 年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は平成 29 年 9 月まで毎年改定されることになっています。

平成 26 年 9 月分（10 月末納付期限分）から平成 27 年 8 月分（同年 9 月末納付期限分）までの厚生年金保険料率は、次のとおりです。

	【現行】 (平成 26 年 8 月分まで)	【変更後】 (平成 26 年 9 月分から)
●一般の被保険者	17.120%	17.474%
●坑内員、船員の被保険者	17.440%	17.688%

<厚生年金基金加入員の場合>

厚生年金基金に加入している方の保険料率は、上記の保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となります。

	【現行】 (平成 26 年 8 月分まで)	【変更後】 (平成 26 年 9 月分から)
●一般の被保険者	12.120% ～ 14.720%	12.474% ～ 15.074%
●坑内員の被保険者	12.440% ～ 15.040%	12.688% ～ 15.288%

免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

< お願い >

- 厚生年金保険料率の改定については、被保険者の皆さまにもお知らせください。
- 被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額などは、法律により必ず事業主から被保険者に通知しなければならないことになっています。被保険者の方が、ご自身の記録を確認するためにも必ず通知してください。